

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成26年(2014年)2月18日付け平25港湾第500号で行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、本件異議申立ての対象となった公文書を開示すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成26年2月9日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「上関原発をめぐる公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の運用手続き等について国に問い合わせた際の復命書（平成23年5月の2回にわたる国交省への出張以降の記録）※仮に出張がなければ電話等のやりとりの記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「上関原発をめぐる公有水面埋立法の運用手続き等に関する国への出張に係る復命書（平成23年5月以降のもの）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

#### 4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成26年4月9日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

今回、全面非開示となった本件公文書については、実際に中国電力株式会社（以下「本件法人」という。）から上関原発計画地での公有水面埋立免許の伸長申請が行われており、実施機関が審査を継続中であることを考慮した結果、本件公文書における国との「協議内容」に関する部分については、条例第11条第5号、第6号及び第7号の規定の適用による非開示としたことについては、異議申立人は争点としない。

ただし、本件公文書を構成していると推測される「供覧部分」「文書件名」「協議日時」「場所」「出席者の役職名」の部分に関しては開示しても実施機関の業務に「著しい支障」が生じるとは考えにくい。よって、以上の部分に関しては条例第11条第5号、第6号及び第7号の適用は誤りであり、開示すべきである。

また、それらの部分を開示することで「協議回数」も自然と明らかになるとも

に、前知事等の対応や発言の変化を検証するのに必要な基本的情報となり、異議申立人には有意な情報といえる。

通常、実施機関が作成する復命書の様式ならば容易に区分が可能であり、非開示範囲が不正確であることから、実施機関が条例第12条（部分開示）及び第4条（この条例の解釈及び運用）も尊重しているとは言い難い。

よって、実施機関には以上の部分について、開示することにより「著しい支障」が生じることについて具体的かつ明白に認められる例について丁寧な説明を求めたい。

実施機関は非開示決定を一旦取り消し、開示できる部分について再度精査すべきである。

#### ○付記

今回、異議申立人が争点としなかった非開示部分（協議内容）に関しては、実施機関は開示をしない理由がなくなる期日を明示していない以上、知事が上関原発計画地の公有水面埋立免許の伸長申請についての決定を明らかにした後、一定期間が経過した時点で再度開示請求することも検討されたい。

### 3 実施機関の理由説明に対する意見

(1) 異議申立人は、今回争点とした基本的情報は、条例第11条第5号、第6号及び第7条には該当せず、条例第12条により部分開示に応じるべきだと考える。

(2) 実施機関が提出した理由説明書を精読したが、実施機関は異議申立人が今回は争点としていない復命書の「協議内容」部分にまで大きく踏み込んでおり、説明の大部分を費やしている。

また、実施機関が今回適用した条例以外の大きな根拠として「詳解 情報公開法」（総務省行政管理局編）に掲載されている最高裁判決などの判例を挙げており、いずれも独立一体説を採用した判例であるが、その一方で必ずしも独立一体説を採用しているとはいえない最高裁判決（平成15年11月11日「平成10年（行ツ）第167号」）もあることを付記しておきたい。なお、情報公開訴訟においては、インカメラ審理は認められておらず、実施機関が援用した判例も今回のケースと諸条件が異なる部分も多く、本件処分に際して直接の根拠とするのは適当ではないと考える。

(3) 実施機関の今回のような主張、解釈が認められると、県職員が日々の業務において作成している復命書に仮に「おそれ」がある部分があったとしたら、それを根拠にひとまとまりに非開示できることが理論上は可能となり、多用されると、県民は条例を用いたとしても「日時」ですら知る術を失いかねない。また「おそれ」についても、客観性が求められるのは当然だが、法的問題も含められるなど厳格に解釈しなければ、いたずらに非開示部分が拡大することにつながりかねないと危惧する。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 本件公文書の内容及び構成

本件公文書に記録されている情報（以下「本件情報」という。）は、平成24年10月6日に埋立工事の竣功期限を迎え、事業者から竣功期間伸長を申請されている

上関原子力発電所に係る公有水面埋立免許（以下「本件埋立免許」という。）に関し、今後の取扱いの検討のために行った国の機関との相談等の用務に係る復命に関するものであり、本件公文書は、供覧部分並びに件名、日時、場所、協議者及び協議の概要を記録した部分により構成されている。

## 2 非開示とした理由

### (1) 条例第11条第5号該当（意思形成過程情報）

公有水面埋立法の規定によれば、埋立工事が期間内に竣功できない場合には、埋立免許は失効することになるが、事業者からの申請があり、同法に規定する要件に該当するときは、知事は、竣功期間の延長を許可することができるとしている。

本件埋立免許については、現在、事業者から竣功期間の伸長申請がされており、知事は、その申請内容について具体的に公有水面埋立法に基づく審査を行い、伸長の許可又は不許可の決定の判断を行っている最中であり、前述のとおり、本件情報は、本件埋立免許の今後の取扱いの検討のために行った相談等に関するものであって、竣功期間の伸長に関する事務についての法定手続等が終了するまでの意思形成過程にある情報に該当するものである。

そして、現在審査段階にある中での当該審査の前提となる相談等の記録を情報公開し、県が、今後の取扱いの検討のために、いつ、どこで、誰に、何回、如何なる内容の相談をし、又はしなかった等という情報を公にすることは、公有水面埋立法の解釈以外に、伸長許可申請への対応方針等県独自の判断で行うべき手続きについて、国の関与のもとに行われているとの県民及び事業者その他の関係者に、県が行う審査についての無用の予断や誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるものである。

また、上記の影響を懸念して国が県からの報告をも拒んだ場合、今後将来にわたって国の機関との自由かつ率直な意見又は情報の交換を行う機会が妨げられ、県は、事務手続きの確実性を担保するための手段の一部を失うこととなり、将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるものである。

したがって、本件情報は、条例第11条第5号に規定する「当該事務に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。

### (2) 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

本件情報は、前述のとおり、本件埋立免許の今後の取扱いの検討のために行った相談等に関するものであって、現在係争中の訴訟に関する情報、県の機関が行う竣功期間の伸長に関する事務に関する情報に該当するものである。

本件埋立免許については、社会的な関心が高く、その取扱いについても県内外からの様々な意見があるなかで、このような将来の事務に関する検討段階における相談等の情報を公開することは、本件情報がその時点での限られた情報に基づいた内容であるにもかかわらず、そのような前提を離れ、本件情報の内容のみによって、それが将来の事務処理等における県の対応方針であるかのように理解され、又は推認されたりすること等により、今後の県の適切な事務の実施が妨げら

れるおそれがある。

また、係争中の上関原発建設計画に係る公有水面埋立免許処分取消訴訟等において、現在、原告被告双方の主張を展開し、自らの主張の正当性を争っており、当該訴訟に関わる情報を第三者に公開することにより、原告の文書提出命令の必要性を主張する資料として利用される可能性もあり、今後の訴訟遂行に重大な影響を及ぼすと思われる。

さらに、前述のとおり、県独自の判断で行うべき手続きについて、国の関与のもとに行われているとの無用の予断や誤解を与えることを国が懸念し、県が、国への訴訟参加を要請する場合の弊害になることも考えられる。

このように、本件情報を公開することは、今後の竣功期間の延長に関する事務及び争訟の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

したがって、本件情報は、条例第11条第6号に規定する「当該事務の性質上、公開することにより、当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」に該当する。

### (3) 条例第11条第7号該当（協力・信頼関係情報）

本件情報は、前述のとおり、本件埋立免許の今後の取扱いの検討のために行った国の機関との間における相談等に関するものであり、県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報に該当する。

このような将来の事務に関する検討のために行う相談等については、将来を確実に予測することは困難であるなかで、相談日の時点での限られた情報において、協議者双方の信頼関係等を踏まえて、自由かつ率直な意見又は情報の交換を行うものであり、その記録を公開することは、国の機関等との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるものである。

したがって、本件情報は、条例第11条第7号に規定する「県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」に該当する。

### (4) その他（非開示決定に係る補足説明）

#### ア 部分開示に関する規定

条例第4条の規定によれば、実施機関は、当該条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならないとされている。また、条例第12条の規定によれば、開示請求に係る公文書に条例第11条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない（部分開示）とされている。

#### イ 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立ての理由において、「協議内容」に関する部分については、実際に本件法人により上関原発計画地での公有水面埋立免許の伸長申請が行われており、実施機関が審査を継続中であることを考慮した結果、条例第11条第5号、第6号及び第7号の適用による非開示決定については争点と

せず、「供覧部分」「文書件名」「協議日時」「場所」「出席者の役職名」の部分開示について、「著しい支障」が生ずることに係る説明を求めている。

#### ウ 非開示事項が記録されている部分

本件公文書は、1で述べたとおり全体が6つの部分で構成されているが、それらにはそれぞれ別の情報が記録されており、区分が可能であることから、それぞれが独立したひとまとまりの情報である。

条例第12条によれば、非開示事項が記録されている部分があるときは、その部分を除いて開示しなければならないとされているが、「非開示事項が記録されている部分」については、総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」によると、公開することにより不利益、支障の生ずる「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報が非開示情報の単位となるとされている。また、ある事柄についての独立した一体的な知らせとして意味があるものとなるべき部分が全体として一個の情報を構成するとした裁判例がある。（大阪地裁平成16年1月16日判決）

さらに、大阪府知事交際費公開訴訟差戻上告審判決（最高裁平成13年3月27日判決）によれば、非開示事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分を開示することまでも義務づけていないとされている。

このことから、本件公文書のうち供覧部分、件名、日時、場所、協議者の部分については、そこに記録された情報は、いつ、どこで、誰に、何回、如何なる内容の相談をし、又はしなかった等という情報で、条例第11条第5号、第6号及び第7号に該当する「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報であり、独立した一体的な情報として意味があることから、それらを細分化することなく非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、本件埋立免許に関し、実施機関が今後の取扱いの検討のために行った国の機関との相談等の用務（以下「本件用務」という。）に係る復命に関するものであり、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

ところで、本件請求とは別に、実施機関に対し、「上関原発をめぐる公有水面埋立法の運用手続き等について国へ問い合わせた際の復命書」（以下「先例答申対象公文書」という。）について開示請求がなされ、平成24年4月25日付けで実施機関が非開示決定（以下「先例非開示決定」という。）を行ったところ、これに対する異議申立てが行われ、当該異議申立てに関して実施機関から諮問を受けた当審査会は、平成25年12月20日付け答申第45号（以下「先例答申」という。）において先例非開示決定を取り消し、先例答申対象公文書を開示すべきである旨判断している。

本件公文書は、先例答申対象公文書の件名に「（平成23年5月以降のもの）」と

追記されたものであり、先例答申対象公文書とは文書の種類や書式、記載項目等において多くの類似性が見られるところである。

## 2 本件処分に係る審査について

異議申立人は、異議申立書において、実施機関が本件法人からの伸長申請の審査を継続中であることを考慮し、本件公文書における国との「協議内容」に関する部分（実施機関が説明する「協議の概要を記録した部分」）を非開示としたことについては争点としないと主張している。

この点について、本件公文書における協議の概要を記録した部分は、本件情報の中核をなす部分であり、当該部分に係る非開示理由の該当性を判断することなく本件処分の妥当性を判断することはできないものと認められることから、当審査会は、異議申立人が争点としないと主張する当該部分についても、非開示理由の該当性を検討することとした。

## 3 条例第11条について

### (1) 第5号について

条例第11条は、実施機関は、第5号に規定する「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であつて、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報を非開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報、行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある情報等が該当するとされている。

また、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

### (2) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事

務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、訴訟に関する弁護士との打ち合わせ経過、準備書面案、承認申請案などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

### (3) 第7号について

条例第11条は、実施機関は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ここで、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「関係当事者」とは、県の機関以外のすべてのものをいい、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいうとされている。

なお、「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

## 4 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件公文書は、本件用務に係る復命書であり、復命年月日及び復命者の職氏名を含む供覧部分、件名、日時、場所、協議者及び協議の概要を記録した部分により構成されていること、及びそれぞれの部分には独立した情報が記載されており区分が可能であることを確認した。

(1) 協議の概要を記録した部分について

協議の概要を記録した部分には、本件埋立免許に関して、実施機関の職員と国の機関の職員との協議の概要が記載されていることを確認した。

ア 条例第11条第5号該当性について

実施機関が説明するように、本件埋立免許については、本件処分時点において、事業者から竣功期間の伸長申請がなされ、知事は、当該申請内容について具体的に公有水面埋立法に基づく審査を行い、伸長の許可又は不許可の判断を行っている最中であることから、当該部分に記載された協議の概要は、本件埋立免許の竣功期間の伸長に関する事務（以下「本件事務」という。）についての決定手続等が終了するまでの意思形成過程にある情報であることは明らかである。

その上で、本件公文書における協議の概要を記録した部分を開示することにより、国の機関が、公有水面埋立法の解釈以外に、県独自の判断で行うべき伸長許可申請への対応方針等についても関与しているとの無用の予断や誤解を県民及び事業者その他の関係者に与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるという実施機関の説明も、当審査会として理解できるところではある。

また、実施機関は、上記の影響を懸念して国が県からの報告をも拒んだ場合、今後将来にわたって実施機関が国の機関との自由かつ率直な意見又は情報の交換を行う機会が妨げられ、結果として、実施機関が事務手続きの確実性を担保するための手段の一部を失うこととなり、将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるとも説明している。

しかし、当審査会が見分した限りにおいて、協議の概要を記録した部分に記載されている情報には、実施機関が説明するような事態を引き起こすほどの蓋然性を有する情報が含まれているとはいえないことから、開示することにより、本件事務に係る意思形成において何らかの支障を生ずるおそれがあるとしても、当該「支障を生ずるおそれ」が「著しい」とまでは認められず、条例第11条第5号には該当しないものとする。

イ 条例第11条第6号該当性について

実施機関が説明するように、本件埋立免許については、社会的な関心が高く、その取扱いについても県内外からの様々な意見があることは、これまでの報道等からも明らかである。このような状況を踏まえ、実施機関は、本件公文書を公開することによるあらゆる可能性を想定し、事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると判断したものと推察される。

また、将来の事務に関する検討段階における相談等の情報を公開することにより、その時点での限られた情報に基づいた内容であるという前提等を離れ、本件情報の内容のみによって、それが将来の事務処理等における県の対応方針であるかのように理解され、又は推認されたりすること等により、今後の県の適切な事務の実施が妨げられるおそれがあるという実施機関の説明も、当審査会として理解できるところではある。

さらに、実施機関は、本件情報が本件埋立免許について現在係争中の訴訟に



関する情報に該当するものであり、本件公文書を公開することにより、原告の文書提出命令の必要性を主張する資料として利用される可能性もあるとして、今後の訴訟遂行に重要な影響を及ぼすとともに、実施機関が国への訴訟参加を要請する場合の弊害になることも考えられるとも説明している。

しかし、当審査会が見分した限りにおいて、協議の概要を記録した部分に記載されている情報には、実施機関が説明するような事態を引き起こすほどの蓋然性を有する情報が含まれているとはいえないことから、開示することにより、本件事務の円滑な実施を困難にするおそれがあるとしても、当該「困難にするおそれ」が「著しく」とまでは認められず、条例第11条第6号に該当しないものとする。

なお、争訟に係る行政運営上の支障について、当審査会が見分した限りにおいて、協議の概要を記録した部分を含む本件公文書を開示することにより、今後の訴訟遂行に何らかの影響を及ぼすおそれがあるとしても、当審査会としては、本件公文書の情報、条例第11条第6号に規定する争訟の方針であって当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせるおそれがあるものであると認めることはできない。

#### ウ 条例第11条第7号該当性について

本件情報は、本件埋立免許に係る国の機関との間における相談等に関するものであり、このような将来の事務に関する検討のために行う相談等については、将来を確実に予測することは困難であるなかで、相談日の時点での限られた情報において、協議者双方の信頼関係等を踏まえて、自由かつ率直な意見又は情報の交換を行うものであり、その記録を実施機関が一方的に公開することにより国の機関等との信頼関係が損なわれるという実施機関の説明も、当審査会として理解できるところではある。

しかし、当審査会が見分した限りにおいて、協議の概要を記録した部分に記載されている情報には、実施機関が説明するような事態を引き起こすほどの蓋然性を有する情報が含まれているとはいえないことから、開示することにより、実施機関と関係当事者である国の機関との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるとしても、当該「損なわれるおそれ」が「著しく」とまでは認められず、条例第11条第7号に該当しないものとする。

したがって、協議の概要の部分に記載されている情報は、条例第11条第5号、第6号及び第7号のいずれにも該当しないものとする。

#### (2) 供覧部分、件名、日時、場所及び協議者の部分について

供覧部分は、本件公文書を回付した際に職名ごとに個人が押印した事実結果を示すものであること、件名の部分は、本件公文書である復命書に係る表題を記載したものであること、日時の部分は、本件用務が行われた日時を記載したものであること、場所の部分は、本件用務が行われた場所を記載したものであること、協議者の部分は、本件用務を行った実施機関の職員及び対応した国の機関の職員の職氏名を記載したものであること、をそれぞれ確認した。

実施機関は、これらの部分に記載された情報は、いつ、どこで、誰に、何回、

如何なる内容の相談をし、又はしなかった等という情報であり、条例第11条第5号、第6号及び第7号に該当する「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報であると説明し、独立した一体的な情報として意味があることから、それを細分化することなく非開示としたものであると説明する。

しかし、これらの部分に記載された情報、すなわち、いつ、どこで、誰に、何回、如何なる内容の相談をし、又はしなかった等という情報は、実施機関が本件公文書を非開示とした理由について条例第11条第5号、第6号及び第7号に該当するとして説明するような事態を引き起こすほどの蓋然性を有する情報とは認められない。

さらに、協議者の部分に記載されている実施機関の職員の職氏名は、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるものであることは明らかであり、また、本件請求が、公有水面埋立法の運用手続き等について国に問い合わせた際の復命書として請求され、実施機関が本件公文書を特定したものであり、同法を所管する国の機関は、先例答申を踏まえて開示された先例答申対象公文書及び当時の報道により既に明らかにされていること等から、先例答申でも述べたように、協議の相手方である国の機関の職員の職氏名を非開示とする理由はない。

したがって、供覧部分、件名、日時、場所及び協議者の部分に記載されている情報は、協議の概要を記録した部分に記載されている情報と同様に、条例第11条第5号、第6号及び第7号のいずれにも該当しないものとする。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、実施機関は、本件公文書の件数、すなわち本件用務の実施回数を明示していないが、これは、実施機関が本件用務の実施回数を明らかにすることにより、条例第11条第5号、第6号及び第7号に該当する情報を公開することになると判断したものと考えられる。

当審査会は、本件公文書のインカメラ審理を行い、本件公文書を構成する各部分について非開示理由の該当性を検証し、その結果として、上記のとおり結論に至ったところであり、当審査会の判断は、本件公文書の件数、すなわち本件用務の実施回数に左右されるものではない。

## 第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成26年 4月22日	実施機関から諮問を受けた。
平成26年 4月30日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成26年 5月14日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年 5月19日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成26年 6月 2日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成26年 6月 5日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成26年 9月 3日	事案の審議を行った。
平成26年10月28日	事案の審議を行った。
平成26年12月19日	事案の審議を行った。
平成27年 2月23日	事案の審議を行った。
平成27年 3月23日	事案の審議を行った。
平成27年 4月30日	事案の審議を行った。
平成27年 6月 4日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成27年6月4日現在)